

三重県内で転居したとき

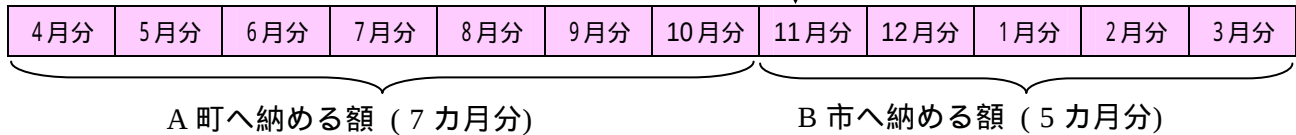
三重県内で他の市町へ転居したときは、その年度の保険料額は変わりません。

ただし、平成 25 年度までは度会町は三重県内の他の市町より低い保険料率ですので、
度会町 他の市町の転居の場合は、保険料額が変わります。

居住していた期間に応じて月割した額をそれぞれの市町へ納付します。

例． 11 月 5 日に A 町から B 市へ転居した場合

11 月 5 日 転居



精算の方法は・・・

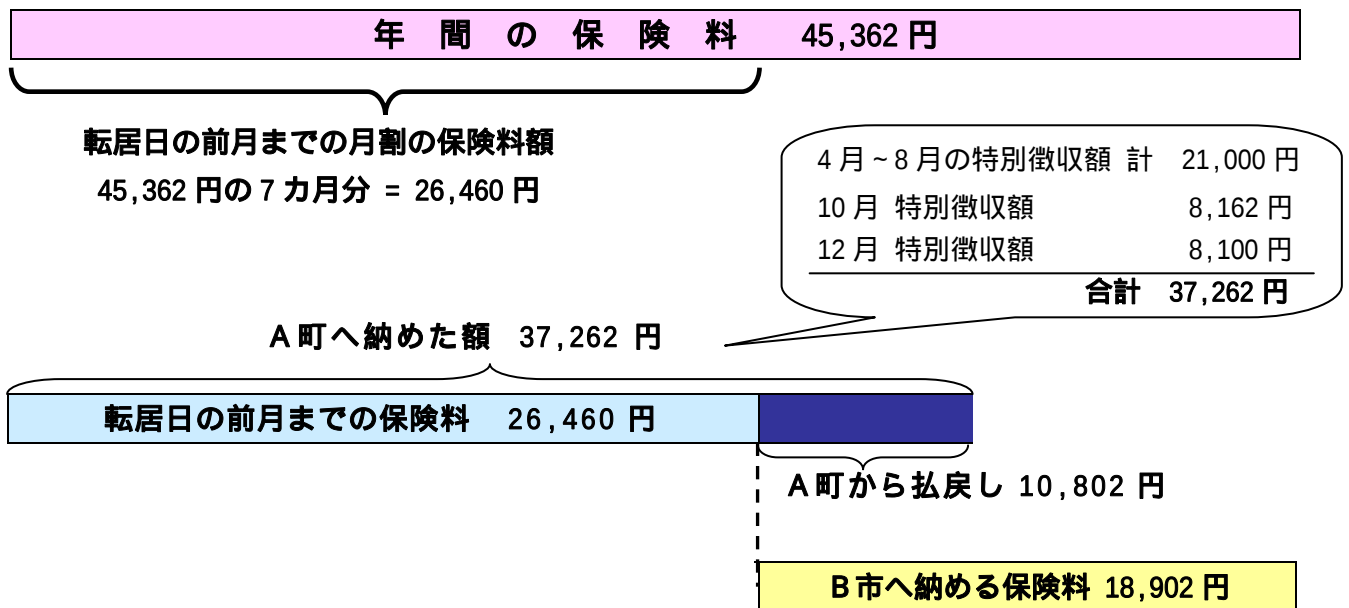
年間の保険料を納期の回数に分けて納めますので、転居する時期や納付方法などの影響により、
住んでいた期間分より多く納めている場合と、少なく納めている場合があります。

県内で他の市町へ転居すると、原則として、その翌月または翌々月に前住所と新住所
の両方の市町から保険料の通知書が届きます。

- 多く納めている場合 …… 後日、前住所の市町から払い戻されます。(還付)

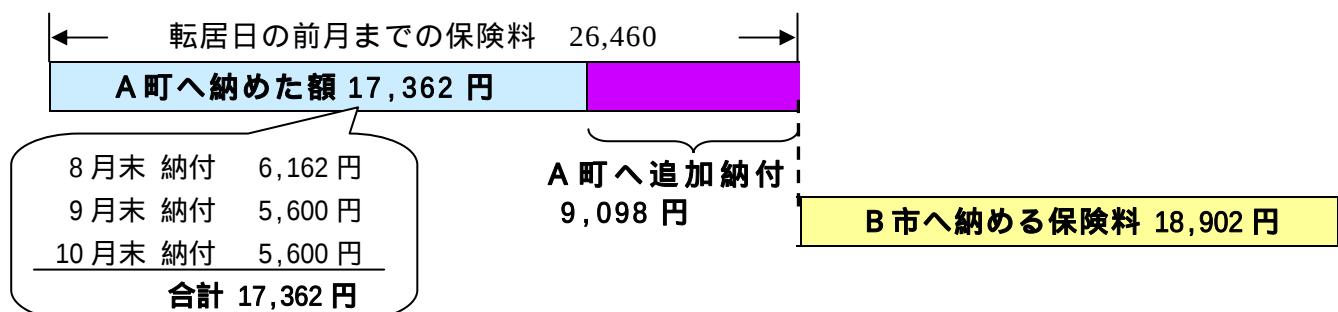
例． 特別徴収(年金天引き)されている被保険者が 11 月 5 日に県内で転居したとき
特別徴収は、すぐに止まらないので、12 月の年金からも天引きされます。

年金収入が 200 万円のかたの一例



- 少なく納めている場合 …… 不足分を前住所の市町へ納めます。(追加納付)

例． 特別徴収(年金天引き)されていない被保険者が 11 月 5 日に県内で転居したとき



- **保険料額の計算方法は・・・** 長寿医療（後期高齢者医療）の保険料額は、被保険者一人ひとりが一定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

所得割の計算の基礎となる総所得金額等とは・・・ 青色専従者給与控除、事業専従者控除、譲渡所得特別控除は適用されますが、各種控除（生命保険料控除、障害者控除、配偶者控除など）は適用されません。純損失の繰越控除は適用されますが、雑損失の繰越控除は適用されません。

< 三重県の平成 20 年度の保険料率 >

均 等 割 額 36,758 円 度会町 32,796 円	+	所 得 割 額 (総所得金額等 - 33 万円) × 6.79% 度会町 6.06%	=	年 間 保 険 料 額 (限度額 50 万円)
--	---	--	---	-----------------------------------

平成 15 年度～17 年度の一人あたり老人医療給付費が県内の他の市町村より 20%以上低い市町村については、平成 25 年度までの経過措置として、保険料率を低く設定することができる特例が定められています。三重県においては、度会町がこの特例の適用を受けています。

年度の途中で被保険者となったときは、その月分から月割りで保険料が課されます。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料が課されます。

- **均等割額の軽減**・・・同一世帯の被保険者および世帯主の前年中の総所得金額等の合計が一定金額以下である場合、下表のとおり均等割額が減額になります。

- ・ 軽減判定の基準日は、4 月 1 日(4 月 2 日以降の資格取得者は資格取得日)です。
- ・ 判定基準となる所得・・・ 65 才以上 (S.18.1.1 以前生れの年金所得からは 15 万円を控除します。青色専従者給与控除、事業専従者控除、譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

判定基準 (同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等)	平成 20 年度				
	軽減割合	減する額		軽減後の均等割額	
			度会町		度会町
33 万円以下	7 割 ↓ 8.5 割	25,731 円 ↓ 31,358 円	22,958 円 ↓ 27,996 円	11,027 円 ↓ 5,400 円	9,838 円 ↓ 4,800 円
33 万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24.5 万円) 以下	5 割	18,379 円	16,398 円	18,379 円	16,398 円
33 万円 + (被保険者数 × 35 万円) 以下	2 割	7,352 円	6,560 円	29,406 円	26,236 円

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正(H20.7.16)により、平成 20 年度に限り 7 割軽減が 8.5 割軽減に変更になりました。

- **所得割額の軽減（平成 20 年度）**・・・ 所得割の計算の基礎となる総所得金額等から 33 万円を差し引いた額が、58 万円以下の場合、所得割額が 50%減額されます。(H20.7.16 の条例改正により決定しました。平成 20 年度の保険料に限っての規定です。)
- **被用者保険の被扶養者の保険料**・・・ 長寿医療(後期高齢者医療)の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった場合は、資格取得から 2 年間は、均等割額が 5 割軽減され所得割は課されません。ただし、平成 20 年度に限り、特別措置として、4 月～9 月分の保険料は 0 円であり、10 月から 21 年 3 月の半年分で 1,837 円(度会町では 1,639 円)となります。

被用者保険とは全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)や企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことです。市町村の国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません